

ID: 183

担当部署: 都市建設課

処分の概要	駐車場の使用料の徴収		
例規名 根拠条項	柴田町営住宅条例 第49条第1項		
例規番号	平成9年条例第21号		
【基準】	<p>第49条の規定による。 (使用料)</p> <p>第49条 駐車場の毎月の使用料の額は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の使用料の額を変更することができる。</p> <p>(1) 物価の変動に伴い使用料の額を変更する必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 駐車場相互の間における使用料の均衡上必要があると認めるとき。</p> <p>(3) 駐車場について改良を施したとき。</p> <p>3 町長は、第1項の規定にかかわらず、使用者(同居者を含む。以下この項において同じ。)の収入が著しく低く、かつ、使用者が身体障害者である場合その他特別な理由がある場合で、駐車場の使用が必要であると認めるときは、使用料を減免し、又は使用料の徴収を猶予することができる。</p> <p>4 前項の規定による使用料の減免の基準等必要な事項は、規則で定める。</p>		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日